

加須市地域密着型サービスの区域外指定及び利用に関する事務取扱要綱 の策定について

1 要綱策定の経緯等

(1) 地域密着型サービスの制度の趣旨

高齢者が要介護状態や認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から創設されたサービスであり、サービスを提供する施設が所在する市町村の被保険者のみ利用できません。そのため、加須市内に所在する事業所の地域密着型サービスは、原則として、加須市民のみ利用できることとなります。

(2) 地域密着型サービスのうち、入所（入居）施設の地域密着型サービスの利用に要件を定めることについて

要綱策定前は、入所（入居）施設の地域密着型サービスの利用について、一定期間以上の住所要件や例外的に利用できる場合など客観的な基準を定めていなかったことから、利用の可否の判断に苦慮することや、地域密着型の入所（入居）サービスを利用する目的で、市外の人が安易に住民票を異動してしまうと、サービスの利用定員に限りがあることから、元々加須市民だった方の入所（入居）を結果的に制限してしまう懸念もありました。

そのため、地域密着型サービスの入所（入居）に関する利用の要件を明確にして、市内の皆様が安心してサービスを利用できること等を目的として要綱を策定したものです。

(3) 地域密着型サービスの区域外利用を行う場合の手続

制度の趣旨に基づいて、他市町村の地域密着型サービスを利用したい特別な事情がある場合、その理由や利用したい被保険者に関する事項が記載された書面により、市町村間で事前に協議・同意を行い、利用の可否について個別に判断していました。この書面協議について、この度要綱に定めることにより明確化を図ったところです。

(4) 補足

デイサービスなど入所（入居）施設以外の地域密着型サービスの区域外利用については、従来通り、市町村間で事前に協議を行った上で利用の必要性について個別に判断し、適正な制度の運用を進めてまいります。

2 各条の説明

(1) 第1条の説明

地域密着型サービスの適正な利用と運営のために、この要綱の対象となる入所（入居）の各施設サービスを列挙しています。

(2) 第2条の説明

入居等にあたっては、加須市介護保険の被保険者であり、6箇月以上の期間にわたり住所を有している人を対象としています。

(3) 第3条の説明

区域外の場合や住所要件を満たしていない場合でも利用ができる例外を定める規定になります。

ア 虐待等の場合

イ 他市町村に同種のサービスがなく他のサービスよりも必要性が高い場合

ウ 他市町村の同種のサービスに空きがなく、それでもなおサービス利用の必要性が高い場合

(4) 第4条の説明

同意協議を行う場合は、他市町村長から加須市長に同意協議書を提出してもらうことを明確化したものです。